

ICT を活用した日本語教育に関する検討の観点の整理について(案)

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
令和 6 年 2 月 22 日

目 次

1. はじめに	・・・ 2
2. 検討の背景等	・・・ 3
(1) 検討の背景	
(2) ICT を活用した日本語教育の効果・利点	
(3) ICT を活用した日本語教育の課題	
3. ICT を活用した日本語教育についての検討の観点	・・・ 11
4. おわりに	・・・ 17
(1) 検討を進めるにあたって留意すべき点	
(2) 今後期待される対応等	
<参考資料>	・・・ 18

1. はじめに

国内外の日本語教育の推進のため、ICT を活用した日本語教育の取組が様々な機関・団体により実施されている。オンラインやオンデマンド等の遠隔教育や、教室内でのタブレット使用等の ICT を活用した教育活動も多様化し、日本語の学習機会や学習方法も拡大してきている。ICT の活用により、地域差はあるものの、日本語教育にアクセスできる環境が整えられつつあるなど利点がある一方で、ICT を活用した教育実践においては課題も指摘されている。

日本語教育を希望する学習者が効率的かつ効果的な学習方法を選択できるようにするなど、ICT を活用した教育機会を得られるよう環境整備をしていく上で、地方公共団体及び教育機関が備えておくべき条件や、日本語教師が習得すべき知識・技能、学習者側においても必要となる ICT スキルや事前研修の内容などについて今後検討し示す必要がある。

本報告は、日本語教師養成・研修における遠隔教育も含めて、日本語教育において ICT 教育の活用を一層推進するために必要となる検証・改善点等について検討を行うとともに、ICT を活用した日本語教育の現状と課題、そして更なる推進のための検討の観点を示す。

<日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）>

第 3 条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

<日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）より一部抜粋>

「ICT を活用した遠隔教育等の先進的取組を支援」「日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT 教材）の開発を進め、提供を行う」「ICT を活用した遠隔教育等の効果的な教育方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施」

<共生社会の在り方及び中長期的な課題について

（外国人との共生社会実現のための有識者会議意見書 令和 3 年 11 月）より一部抜粋>

ア 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

（ウ）オンライン講座等の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、各地の日本語教育機関においてオンライン授業が広まり、遠隔地や海外からの学習者の参加がみられるなどの効果があった。また、場所を選ばず、時間や費用面での負担も比較的少ない等のオンラインの特性をいかし、対面講座とオンライン講座を組み合わせることにより、学習効果を更に高めることも可能である。これらを踏まえ、国等においては、既存の ICT 教材開発の知見もいかしながら、最大限の効果を上げることができるようオンライン講座等の実施を検討する。

2. 検討の背景

(1) 検討の背景

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国内の法務省告示日本語教育機関¹は、原則対面による教育のみ認められる外国人留学生に対する日本語教育のコースを実施できなくなった。更に、令和2年度に実施された政府の入国制限等の影響により、入国できない外国人留学生が増加の一途をたどり、来日前の海外での待機期間が長期化した。令和3年11月からの水際対策に係る新たな措置により、段階的に外国人留学生の受入れが開始されたものの、多くの法務省告示日本語教育機関は、2年以上にわたって留学生の受け入れが実質的に停止するという大変厳しい状況にあった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受け、一部の日本語教育機関では例外的にオンライン教育の取組が始まりつつあったものの、これまで留学生等に対し、原則対面による教育を提供してきたため、その実践は限定的であった。一方、入国を待ち海外で待機する外国人留学生に対するオンラインによる日本語教育の提供にあたっては、対面同様の質の高い日本語教育をオンライン環境において実現することが求められていた。
- 文化庁は、令和3年度補正予算事業として、法務省告示日本語教育機関の協力を得て、入国が困難な外国人留学生等への日本語教育環境を構築するため、日本語教育機関によるオンラインを活用した日本語教育実証事業²を実施した。この事業を活用し日本語教育機関は多様なオンライン日本語教育を展開し、日本語教師に対してオンライン実践研修等が実施された。この事業が多くの日本語教育機関がICTを活用した日本語教育に取り組む一つの契機となったと言える。
- 地域における日本語教育においても、コロナ禍で地方公共団体やボランティアにより実施される日本語教室の多くが活動停止を余儀なくされた。こうした状況を受け、文化庁では、都道府県・政令指定都市を対象とする補助事業である地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の中で、オンラインによる日本語教育の推進を図った。こうした動きによりこれまでオンラインを活用していなかった地域においても、オンラインによる日本語教育機会提供が行われるようになった。

¹ 法務省告示日本語教育機関とは、外国人留学生を対象に専ら日本語教育を行うことを目的とした機関。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急的な措置として、オンラインによる授業の実施について、教育課程の一部とみなすことを認めた。令和5年5月8日以降、5類感染症となったことを踏まえ、令和5年6月9日で措置を終了している。

² [ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業](#)

- それまで、北海道などの豪雪地域におけるオンラインを活用した冬季日本語教室の取組、^{しよ}島嶼部に対するオンライン日本語教育、就労する外国人が多い地域での e ラーニングや日本語学習サイトの開発等、一部地域で ICT を活用した試みや計画は行われていた。しかし、全国的な展開には至っておらず、地域における日本語教育においては対面による教育活動が一般的であった。

- 現在、地域における日本語教育では、対面による日本語教育の機会提供が再開されているものの、一部の地域では、オンラインの活用が域内のニーズや学習者の個々のニーズ等に合っているといった理由で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着いた後も継続されている。

例えば、日本語教室がない空白地域に居住する外国人住民に対して、地方公共団体がオンラインによる日本語教育を提供するサービスを開始したり、e ラーニングを活用した日本語学習ツールを開発・利用したりするなど、自身の活動地域の特徴とオンライン等の ICT 技術の特徴を生かした取組が進んでいる。

- ウクライナ避難民受入れ支援³においても、日本語教育が提供されていない地域に居住した、日本語学習を希望する避難民に対して、オンラインによる初期日本語教育プログラムが提供された。また、条約難民に対する日本語教育についても、従来は首都圏に転居して対面による研修を受けていたが、オンラインによる授業を選択できるようになり、全国どこからでも日本語教育を受けることが可能となっている。

- このように、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が日本語教育における ICT の活用の推進のきっかけとなった。コロナ禍を経て、ICT を活用した日本語教育の実施は、もはや一般化し、対面かオンラインか e ラーニングか学習方法を選択できる機会が増えている。大学や留学生を対象とする日本語教育機関は、対面を原則とする平時の状況に戻りつつあるものの、課題の提出や学習管理における LMS (learning management system : 学習の進捗管理等を行ってくれるソフトウェア) の活用、学習者への連絡・周知における SNS の活用、個人カウンセリングや教師間の連絡会議等へのオンラインを活用など、目的に応じて多様なツールを活用するようになっている。

- 日本語教師養成・研修においても、ICT を活用した日本語教育や著作権等が養成段階の日本語教師に求められる必須の教育内容に盛り込まれ、日本語教師の専門性の一つとして ICT を活用した教育実践に必要な知識を身に着けることとなっている。現職日本語教師に対する初任・中堅・主任教員研修等においても、ICT を活用した教育について学べるようになっている。

3 [政府の難民・避難民に対する日本語教育\(令和4年度\)](#)

資料3

- 日本語教師養成・研修においても、ICTを活用した日本語教育や著作権等、養成段階の日本語教師に求められる「必須の教育内容⁴」に盛り込まれ、日本語教師の専門性の一つとして必要な知識を身に着けることとなっている。また、現職日本語教師に関しても初任・中堅・主任研修⁵においてICTの活用について学ぶことができるようになっている。
- また、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」⁶が令和5年に公布・施行し、令和6年4月に施行されることとなり、日本語教育機関の認定制度と認定日本語教育機関で働く日本語教員の資格が新たに創設されることとなった。この制度で認定される日本語教育機関のうち、就労のための課程や生活のための課程を置く日本語教育機関においては、教育課程の一部は多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で授業を行うことが認められている。このほか、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関においても、オンライン授業やオンデマンドなどICTを活用した教育が認められることとなった。
- 海外の日本語教育については、2021年度国際交流基金の海外日本語教育機関調査⁷によると、海外の日本語教育機関のうち63.1%がオンラインでのコースを提供しており、特に高等教育機関あるいは一般成人対象の日本語教育機関で積極的に導入されている。特に中東・中米のオンラインの実施率は9割を超えている。
- このような社会的な日本語教育方法の転換期を経て、多様な教育方法を選択できる状況が一般的になる中で、ICTを活用した日本語教育の在り方について、日本語教育の現状と課題、そして更なる推進のための検討の観点を示すこととする。

⁴ 必須の教育内容とは「[日本語教育人材の養成研修の在り方について\(国語分科会報告\)改定版](#)」に示された日本語教師の養成において必ず実施すべき教育内容を指す。

⁵ [現職日本語教師研修プログラム普及事業](#)

⁶ [日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律\(令和5年法律第41号\)](#)

⁷ [2021年度国際交流基金「海外日本語教育機関調査」](#)

(2) ICT を活用した日本語教育の効果・利点

- ICT を活用した日本語教育の取組の拡大により、国内・海外あるいは行政区内・区外といった場所の垣根を超え、日本語学習を希望する者が日本語教育にアクセスしやすくなるとともに、従来型の対面による学習以外にも日本語学習方法は多様化し、ICT を活用することで、学習方法の選択肢が広がることとなる。
- 例えば、ICT を活用した日本語教育は、オンライン（同時双方向）型から始まり、その後、反転授業など非同期のオンデマンド型や、対面による指導とオンライン（同時双方向）型を組み合わせたハイブリッド型、学びの選択肢を広げたハイフレックス型、AI を活用した教育へと多様化が進んでいる。
- 学習アプリやデジタル教材のほか、LMS や e ラーニングツールなどの開発に取り組む教育機関も出てきた。オンデマンド教材の充実や LMS の活用により、学習者の自律学習が促進される。オンライン環境整備により教室内に限らず授業が可能になり、課題提出・添削返却や授業報告もオンラインになるため、移動時間や資料印刷等の授業準備及び授業報告等の負担の軽減につながると期待されている。
- 地域における日本語教育では、日本語教室の開催場所の確保が課題になることが多いが、オンラインを活用することで、場所を選ばず、時間や費用面での負担も軽減される。また、在住地域に制限されることなく教育を受けられる、移動時間が発生しない等、環境整備・学習機会の確保に資するものである。

日本語教師や日本語学習支援者にとっても、オンラインを活用すれば行政区域を越えて日本語学習を希望する外国人とマッチングが可能となり、日本語教育人材の確保の面でも有効であると考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症が収束し、日本語教室が再開され、対面による教育が戻っているが、日本語教室がない空白地域に居住する外国人住民に対して、自治体がオンラインによる日本語教育を提供するサービスを継続・開始したり、e ラーニングを活用した日本語学習ツールの開発・利用が進むなど、ICT を活用した日本語教育の取組は継続している。
- 日本語教師養成・研修においても、ICT を活用した日本語教育や著作権等が養成段階の日本語教師に求められる必須の教育内容に盛り込まれ、日本語教師が身に着けるべき知識・技能となった。また、現職日本語教師に対する初任・中堅・主任教員研修等においても、ICT を活用した教育について学べるようになっており、更にこのような研修のオンライン開催が一般的になったことから、以前に比べ研修受講機会を得やすくなっている。

資料 3

- 大学等の高等教育機関においては、海外の教育機関と連携しオンラインを活用した国際協働学習 COIL (Collaborative Online International Learning) がコロナ禍により改めて注目され、日本語教育や日本語教師養成課程においても、オンライン環境を生かした学習デザインが行われるようになった。
- 留学生に対する日本語教育を行う機関が、オンラインによる来日前日本語教育プログラムを海外の日本語学習者に対して実施することにより、入国後の教育と継続性のある、一定の質の教育機会が海外の学習者にも広く提供でき、留学生の動機づけにも効果が見られた。特に日本語学校等がない国・地域の日本語学習者に対して、日本から日本語教師による授業を配信・提供したことは、日本語教育機関にも海外の学習者にも大変意義を感じられる取組となった。
- 海外における日本語教育では、ノンネイティブ日本語教師が多く活躍している現状にあり、日本人日本語教師が少ない地域も多い。そのため、海外の日本語学習者に対して、日本人日本語教師が日本からオンライン等を活用し、日本語教育を届けることは海外学習者の日本語能力の向上だけでなく、日本語学習の動機づけや日本語・日本文化への興味関心を喚起することにもつながった。
- 学習効果の面からは、反転授業（予習・復習でのオンライン教育の活用による、予習・復習を前提にした授業）の実施により、授業設計を新たに（例：コミュニケーション能力を高めるための時間数の拡大等）、学習効果が高まり、学習者間の日本語能力差の解消にも効果が見られた。また、同時双方向性のあるオンライン環境を整えることによって、遠隔地においても対面授業と同等の教育効果の授業を実施することができる。多様な ICT 教育素材とオンライン教育手法を組み合わせることで学習者の興味関心を高めるとともに教育効果を挙げるができる。
- オンライン型の活用により日本語教育の担い手として、これまで関わっていなかった地域の日本人住民や企業・事業者の職員等も日本語教育の活動に参加しやすくなった。また、大学生や高校生等といった様々な人の参加機会が増え、学習者にとっては日本社会との接点を今まで以上に持ちやすくなった。

(3) ICT を活用した日本語教育の課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、急激に需要が高まった ICT を活用した教育だったが、日本語教師・日本語教育機関・学習者にデジタルデバイドの問題が発生した。
※デジタルデバイド：コンピュータやインターネットなどの情報技術（IT：Information Technology）を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。
- 教師・学習者だけでなく日本語教育機関側にも、機材や WiFi 環境の整備などのコストが生じ、そのことが教育機会の格差につながった。スマートフォンでオンライン・オンデマンド等の授業を受ける者が多く、学習効果に影響を及ぼした。また、デジタルネイティブであっても、ICT を活用した学習には不慣れな側面もあり、教師・学習者双方に ICT 活用の環境及びスキルの面で困難があり、負担となった。
- 教育内容の面でも、対面を想定した日本語教育のコースカリキュラムをそのままオンライン等で実施した際に、教育方法や効果に影響が生じた。例えば、クラス人数や発音・文字指導、一人当たりの発話量や個別の学習状況の把握、評価などにおいて様々な課題が生じることとなった。
- オンライン教育に対応できる日本語学習教材の開発・普及が十分ではなく、日本語教育機関や日本語教師が活用できる教材・教具が不足していた。オンデマンド教材や文字学習アプリ、LMS などの開発に時間的・金銭的コストが生じた。また、開発された教材を広く活用できるような仕組みづくりも十分とは言えない。
- 日本語教育機関や日本語教師養成機関が ICT を活用した教育を行う際、機材やネット環境、システムの不具合等による中断など、度々受講環境が損なわれるといったトラブルが生じたケースがあった。
- 指導上の課題として、オンラインでは、「大人数での授業の場合、一方的な説明となりやすく学習支援が難しい」、「手元が見えないため、読み書きの授業の場合、何に困っているかわからない」など受講者とのコミュニケーションが困難な面があるほか、クラス定員についても、対面に比べて少人数での対応が必要になるといったクラス運営で特段の配慮を要することがある。
- ICT を活用した日本語教育では、オンデマンドやオンラインでの教育は対面指導に比べて、学習者・受講者のモチベーションの維持が難しい面がある。

資料 3

- また、毎日数時間集中的に日本語教育を行うようなプログラムの場合、オンラインによる指導よりも対面による指導の方が学習効果が高くなるなど、コース設計によって ICT 活用の効果には差がある。
- 地域における日本語教育においても、ICT の活用については関心が高まっているが、オンライン日本語教育を行う地方公共団体からは、活用のための人材やノウハウの不足が指摘されている。また、総務省が行った「外国人の日本語教育に関する実態調査―地域における日本語教育を中心として―」(令和5年1月結果公表)においても、こうした現状が報告された。また、この調査結果を受け、総務省は文部科学省に対し、特に市区町村に対するノウハウ提供を行うよう、意見の通知を行った。(参考資料○を参照)
- 地域における日本語教育では、地域における外国人住民の孤立を防ぐと言う観点から、日本語教育の手法として地域の日本人住民との交流活動を盛り込むなど、日本語教育の場としての機能だけでなく、人間関係構築や居場所としての機能を重視しているケースがある。その場合、オンラインから対面による指導への移行や組み合わせを行うなどの対応が必要となる。このようにオンラインのみならず複合的な学習環境の設計を行うことが望ましい。
- 日本語教師について、従来、ICT を活用した教育に関する研修を受けておらず、ICT を活用した教授スキルを身に付けていない教師が多い現状がある。日本語教師にはオンラインの活用のための知識・技能の獲得が必要であるが、ICT スキル研修の受講機会が十分に確保されているとは言えない。
- ICT の活用に当たって、日本語教育機関及び日本語教師に著作権に関する知識・情報が大きく不足している。何を手掛かりに情報を得ればよいかも分からず、現職日本語教師に対する著作権に関する研修機会も少ない。
- 日本語教師養成において、実際に外国人に対して日本語指導を行う実践研修(教育実習)の模擬授業や教壇実習の際に、オンラインのみの指導経験では実際の対面教育を行う際の影響が大きいことが懸念されることから、対面によることを必須とすべきである。また、対面に加えてオンラインによる指導も経験することが望ましい。しかし、現在 ICT を活用した実践研修のノウハウは十分に蓄積されておらず、指導方法を含む実践研修担当講師の育成研修はあまり行われていない状況にある。
- ICT を活用して学習者の学習データを蓄積し、学習者のつまずきの要因分析や、つまずきの予測などに活用するなど、指導内容の改善に資する活用方法を検討する視点も必要であるが、そういった活用にまで至っていない。
- 教室内の活動の中で、学習者自身が ICT を活用した学びに取り組めるよう、教育環境の

資料 3

整備を行うとともに、教師も学習者が学習リソースとして授業内で ICT を活用した学習デザインが行えるよう研修を行い、指導力を一層向上させる必要がある。

3. ICT を活用した日本語教育についての検討の観点

(1) ICT の活用は、日本語教育の普及及び環境整備の観点から有効であり、今後も一層推進すべきではないか

- オンラインを中心とした ICT を活用した日本語教育は、遠隔地域の学習者をつなぎ、日本語を学びながら外国人・日本人住民間のネットワークの構築や情報交換の場としても有効に機能することから、オンラインの活用等も含めた環境整備を進めることが望ましい。そのためには、教室に通うことができない学習者に対しては、ICT を活用してオンライン等による日本語教育機会が提供できるよう検討することが必要である。その際、学習者にインターネット等の環境があるとは限らないため、学習環境への配慮が必要となる。
- 一方で、日本語教室は、日本語に通じない外国人にとって日本語の勉強だけでなく、日本社会へつながる居場所としての副次的な役割も持っている。地域住民と共に日本語学習を進める中で、少しずつ地域社会に馴染み、社会参加につながるよう、日本社会側との調整を行う場でもある。オンラインによる日本語教育プログラムにおいても、その意義が失われることがないよう、プログラムの設計や学習環境の整備、コース運営に配慮が必要である。
- 対面による学習に比べて、教材や教具に工夫が必要となり、クラスの規模についても一定の配慮が求められるが、中山間地域や島嶼部、寒冷積雪地等、学習環境の整備に課題を持つ地域における継続的な学習機会の確保にはオンラインによる教育は有効である。
- 教育内容及び教育方法、学習時間については、多様な選択肢があり、必ずしもその全てを対面授業による学習として想定しなくてもよい。働きながら日本語を学ぶ場合には、授業による学習と並行して、インターネット上の学習コンテンツなどオンデマンドを活用した自学自習を組み合わせた柔軟な学習を想定することもできる。一方で、動画をただ見せるといったことのみを教育プログラムとすることは適切ではなく、それに加えて方法の学習の確認やフィードバックを行うなど、多様な手法や教材を活用して教育効果を高めるという日本語教育プログラムの前提に立ち、オンラインの活用を行うことが求められる。
- 日本語教育機関の認定基準では、就労や生活のための課程においては対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業が総時間数の4分の3まで実施可能とされた。このため、教育機関は同時双方向の遠隔授業を盛り込む授業設計ができるように準備しておくことが必要であろう。日本語のニーズに質・量ともに応えていくため、将来的にはフルオンラインによる教育プログラムの実施についても検討が必要ではないか。また、ICT 技術の発達により、オンデマンド教材等の多様な方法の活用が期待されるが、一方で、認定日本語教育機関の授業として適切であるかという観点で、盛り込む方法等を検討することが望ましい。

資料 3

- 海外からも希望すればオンラインで日本の日本語教育機関の授業を受けられるようになっていくことが期待される。海外と国内の日本語教育は密接不可分な関係にあり、国内外の人の移動や教育の接続や連携といった観点が今後益々重要になる。
- 国には、地方公共団体による ICT を活用した日本語教育を推進するため、地方公共団体のオンライン活用の実態の把握やノウハウの普及、日本語教育人材の育成支援など積極的な普及・啓発が求められる。
- 学習者が課題提出や教室活動において、ICT を活用した学びが行えるよう、これまでの指導方法にとらわれることなく、新たな指導・方法論を確立していく必要がある。
- 日本語教育機関には、日本語教師及び学習者が日々の教育活動の中で、効果的に ICT を活用した学習が行えるよう、教育環境を充実させていくことが求められる。

(2) ICT を活用した日本語教育の効果を具体的に明らかにする必要があるのではないか

- ICT を活用した日本語教育プログラムの実施上の課題や、学校や企業などとの連携体制の在り方、日本語教育人材の配置、日本語教育の予算やオンラインを含む学習方法の効果などの課題について、具体的な事例やデータが少ないことから、今後更なる検討を行っていくことが必要である。
- 従来のような対面での授業をしている場合と比べて、日本語能力が言語活動別にどのように向上し効果・成果が具体的にどの程度あったのかの調査・検証が必要である。どういった点においてオンライン学習がより優れているのか、これまでの対面と同程度なのか検証をすべきである。
- 日本語レベルや言語活動・教育活動内容によっては、ICT の活用より対面による教育効果が高い場合もあるのではないか。また、ICT を活用した教育手法による違いなど分析の観点は多岐にわたることから、詳細な調査・分析が必要である。
- ICT を活用した場合、対面と比べて学習者の脱落等がどれくらいあったのかを含めて継続率等に関する分析が必要である。
- ICT を活用した教育方法として、同期型・非同期型、ハイブリッド等の組み合わせ方式など、目的に応じた様々な教育実践を検討・整理し、教育効果を検証し示していくことが必要。ICT を活用した教育と対面による教育が組み合わせられた形も検討していく必要がある。
- LMS を活用したことによる教育管理における効果や、学習者・教師への影響など、教育実践以外のシステムについても、ICT を活用した日本語教育に含み、効果検証をすべきである。
- ICT を活用した言語活動別の日本語教育実践において、仮に課題が見つかったとしても、ICT の活用の可能性を否定するのではなく、どのようにしたら課題を克服できるか、より良い方法を模索し続けていくことが必要である。

(3) ICT を活用した日本語教育の実施に際しては、日本語教育機関が一定の基準・規定を設けた上で、教育効果が十分見込まれるように実施すべきではないか

- ICT を活用した日本語教育の手法は多様化しており、同期型・非同期型あるいはハイブリッド型やハイフレックス型など、日々進化している。一定の質の日本語教育を提供する立場にある機関においては、一定の基準や受講の要件を明確に設定した上で、実施するよう指導が必要ではないか。
- 放送による通信授業や e ラーニング等は、対面授業における話し合い等の時間が含まれないが、学習者間のコミュニケーションや教師への質問などが十分にできるよう基準を定める必要がある。
- ICT を活用した日本語教育における評価の方法についても、公平性・公正性が保たれるよう留意して実施できることを確認する必要がある。
- 学習者や受講者の ICT スキルや、ネット環境、PC スペック等への配慮が必要になる。

(4) ICT を活用した教育実践を行うことができる日本語教師の養成・研修が急務であり、特に実践研修担当教員の育成プログラムが必要ではないか

- 日本語教師の IT リテラシーの問題によって、ICT を活用した教育実践がなかなか普及していない現状がある。研修は日本語教師のスキルに応じて段階別に設計していく必要がある。
- オンデマンドで日本語を学ぶ場合、日本語教師による定期的な学習状況の確認を行うことにより自学自習の効果を高めることができる。日本語教師は単に教室で対面の指導を行うだけでなく、学習を側面から効果的に支える役割を果たすことも求められる。
- オンラインで日本語を指導することも想定し、教壇実習においても対面授業とオンライン授業の両方ができることも重要であり、今後オンラインでの実習について、その具体的な在り方も含め検討することが必要である。
- 養成段階に必要な ICT に関する教育内容や求められる資質・能力については、テクニカルな話に留まらず、本質的な要素を組み込んだ教員養成となるよう示していかなければならない。
- 日本語教育の参照枠の補遺版の検討に際して取り上げた仲介能力や、異文化間能力の育成に当たっては、ICT を活用した教育の効果については、いわゆる言語活動別の日本語能力の伸長とは異なることにも留意が必要である。

(5) ICT を活用した教育を一層普及するためには、活用できるデジタル教材やアプリなど、学習支援ツールや LMS の開発・普及が必要ではないか

- オンライン授業では、教材やイラストの利用等に関する著作権の知識や著作物への配慮が必要になる。著作権に関する基礎的な研修は近年少しずつ日本語教師養成研修等でも行われるようになっているが、十分ではない。養成段階の日本語教師のみならず、現職の日本語教師に対する研修機会の充実が急務である。
- オンライン授業の課題として、動画等のコンテンツの開発・作成が挙げられる。オンラインのメリットを生かすには、学習者が自学自習するための動画等コンテンツを日本語教育プログラムに沿って作成し、オンデマンドで提供することが有効であるが、各機関が開発した動画コンテンツが今後どのように共有されていくのか、権利上の課題も含め、検討していけると良い。
- 国内外で日本文化や日本語に興味関心を持つ日本語学習者を増やすための魅力的な学習コンテンツの開発が望まれる。同時に、学習者が日本語教材以外にどのようなコンテンツを活用して日本語学習を行っているのかを知ることが必要である。学習リソースに関する調査を行い、日本語教育に有効なコンテンツを把握し、日本語能力別に情報提供するなど、日本文化や日本語学習に有効なコンテンツの活用を促進することも検討すべきではないか。
- ICTを活用した日本語教育の実施にLMS、ラーニングシステムは、学習者管理・教育管理の観点で有効であるが、学習者がシステムを理解し使いこなすためには、システム説明等のため、媒介語の活用が必要となる。しかし、LMSやラーニングシステムが、システム上で多言語化されていれば、媒介語を介した対面での説明は不要になる。こういったLMS、ラーニングシステムの開発・普及の促進が必要である。

4. おわりに

この報告は、日本語教育及び日本語教師養成等において ICT を活用した教育を一層推進するために、現状と課題を踏まえた調査・検証の必要性について審議し、ICT を活用した日本語教育の更なる推進に向けた検討の観点を示したものである。

今後、この報告を踏まえ、次の段階として今回整理した観点について、必要に応じて詳細な調査、ヒアリング等を実施しつつ、また関係機関・団体等の意見も踏まえ、更に検討していくことが必要である。その際、検討を進めるに当たって留意すべき事項や、今後期待される対応について、以下に挙げる。

この報告が今後の具体的な検討に役立ち、ICT を活用した日本語教育の更なる推進につながることを期待する。

(1) 検討を進めるに当たって留意すべき事項

- ICT を活用した日本語教育について検討する際に、教育効果の検証・分析は必要だが、一方で日本語教育を必要とする地域・対象にどのように教育を届けるかという環境整備は喫緊の問題であり、スピード感をもって取り組む必要がある。
- 対面の代わりにオンラインによる指導を行うのではなく、現代社会に必要なオンラインによるコミュニケーション能力を高めるために ICT を活用した教育を行うといった発想の転換が必要になる。コミュニケーションの在り方もオンライン特有のものがあることに留意し、オンラインだからこそできる指導の在り方を検討していくことが求められる。
- ICT 技術の進歩は速く、情報は瞬く間に古くなっていく。そのため、調査・検証を行う間においても、国は現場の教育者に学びの機会を提供し、先進事例や優良事例を普及していくことができるように教育機関が行う研修や教育モデル開発等を推進・支援していくことが必要である。

(2) 今後期待される対応について

- ① ICT を活用した日本語教育の教育効果の検証
- ② ICT を活用した教育を実践するに当たっての条件等の整理
- ③ ICT を活用した教育を実践するための日本語教師に求められる資質・能力等の整理
- ④ 日本語教育に活用できる ICT ツールやリソースの開発・普及
- ⑤ 教育機関における ICT 教育環境の充実
- ⑥ ICT を活用した生活・留学・就労等の各分野における日本語教育プログラムの開発

<参考資料>

1 : ICT を活用した日本語教育の事例	．．．．	19
2 : 都道府県・政令指定都市を対象とした地域日本語教育に関する実態調査より抜粋 (文化庁)	．．．．	20
3 : 外国人の日本語教育に関する実態調査 - 地域における日本語教育を中心として - (総務省)	．．．．	23
4 : 在留外国人に対する基礎調査 (出入国在留管理庁)	．．．．	26
5 : ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業 報告抜粋	．．．．	27
6 : 海外日本語教育機関調査 (国際交流基金)	．．．．	31
7 : 地域における日本語教育の在り方について (報告) より抜粋	．．．．	32
8 : 日本語教育機関認定法関連基準等 (案) より抜粋	．．．．	33

< I : ICT を活用した日本語教育の事例 (確認中) >

ICT を活用した日本語教育の検討に資するため、いくつかの事例について示す。

(1) 留学生を中心とした日本語教育機関の取組

- ① 来日前日本語教育プログラム (150 時間)
- ② オンデマンド教材を活用した反転授業

(2) 地域における日本語教育の取組

- ① 自治体間の連携協定によるオンライン日本語教室
- ② 島嶼部^{しよ}におけるオンラインによる日本語教室

(3) 難民・避難民の日本語教育の取組

- ① ウクライナ避難民に対するオンライン日本語教育
- ② 定住後の第三国定住難民に対するオンライン日本語教育

(4) 就労を目的とした日本語教育の取組

- ① 定住外国人に対する就労日本語教育研修におけるオンライン日本語教育
- ② e ラーニングシステムと対面授業を組み合わせた就労日本語研修

(5) 児童生徒に対する日本語指導の取組

※コラム：日本語学習支援ツールの紹介

- ① 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称：つなひろ)
- ② JF にほんご e ラーニングみなど (通称：みなど)

資料 3

< 2 : 都道府県・政令指定都市を対象とした地域日本語教育に関する実態調査 (文化庁) >

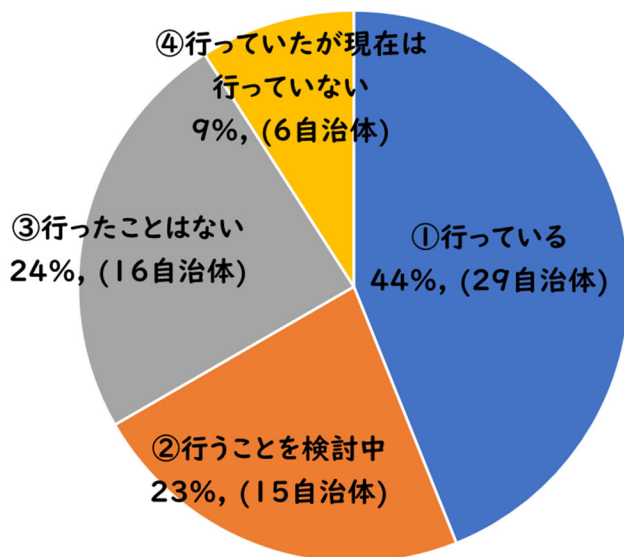
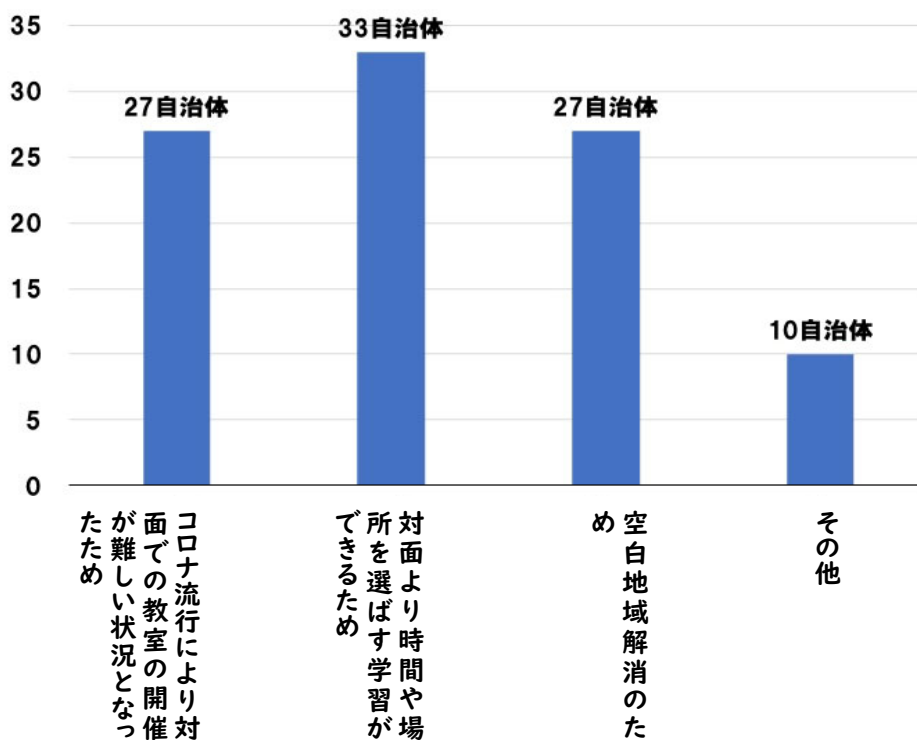


表1: 令和4年度都道府県・政令指定都市におけるオンラインによる日本語教育の実施状況 (回答 66 自治体)



- もっと勉強したいという学習者のニーズに応えるため (青森県)
- 市町村等がオンライン形式の日本語教室を開催する場合のモデルとして示すため (千葉県)
- 日本語教室がある市街地から離れた地域に住む外国人も多く、居住地から教室へのアクセスが難しいケースがあるため (愛媛県)
- 本県においては、地理的な特性により、交通の事情で講座に通えない在留外国人もいるため (鹿児島県)
- 距離や諸事情により対面式の教室に参加できない日本語学習希望者へ学習機会を提供する為 (熊本市)

表2: 令和4年度オンラインによる日本語教育を行う (検討中) に至った理由や目的 (複数回答可)

日本語教育事業におけるオンラインを活用した取組

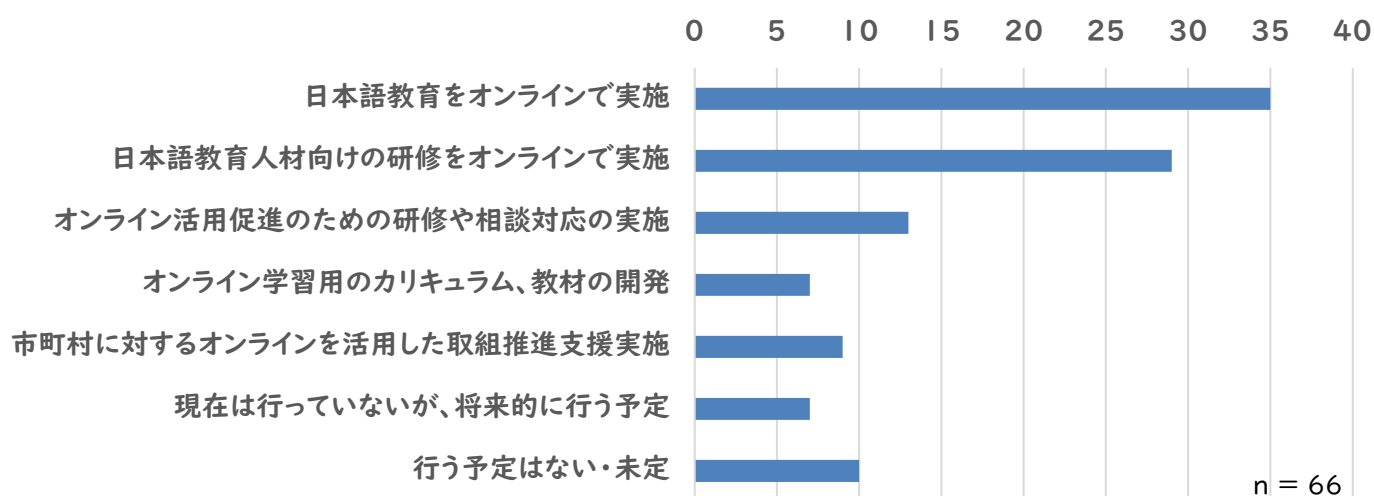


表3:令和5年度都道府県・政令指定都市の日本語教育事業におけるオンラインを活用した取組(複数回答)

オンラインによる日本語教育の取組で難しいと感じる点

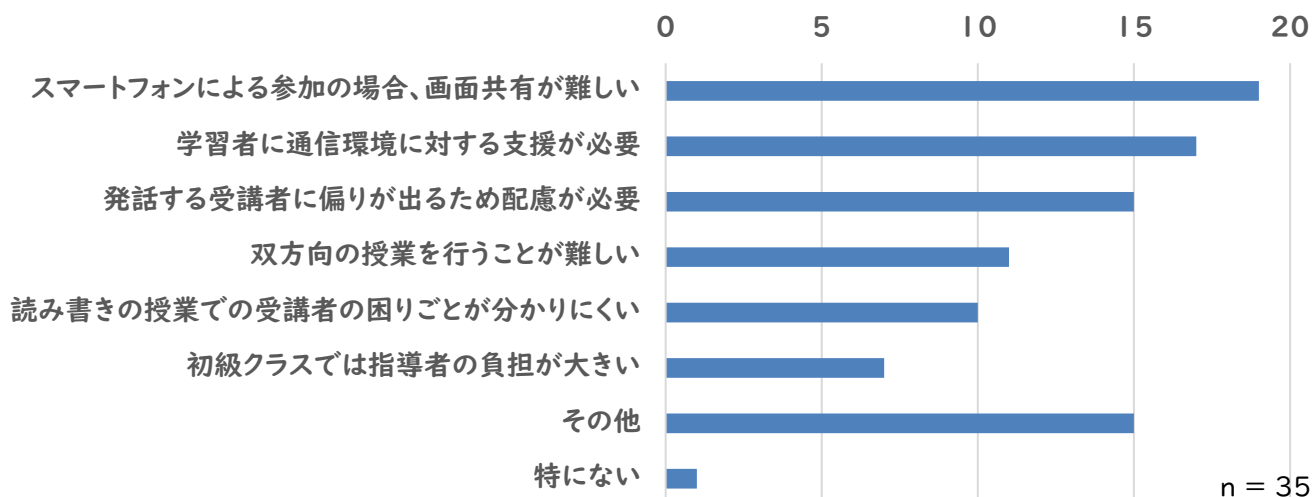


表4:令和5年度都道府県・政令指定都市のオンラインによる日本語教育の実施で難しいと感じる点(複数回答)

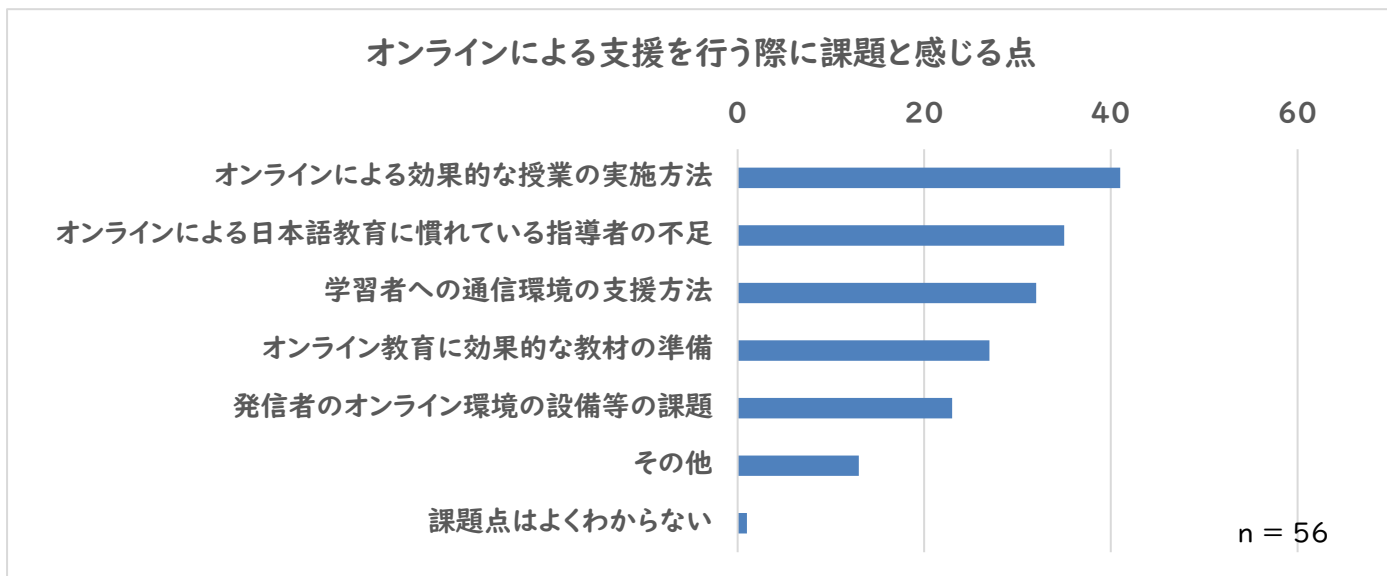


表5:令和5年度都道府県・政令指定都市のオンラインによる支援を行う際に課題と感じる点(複数回答)

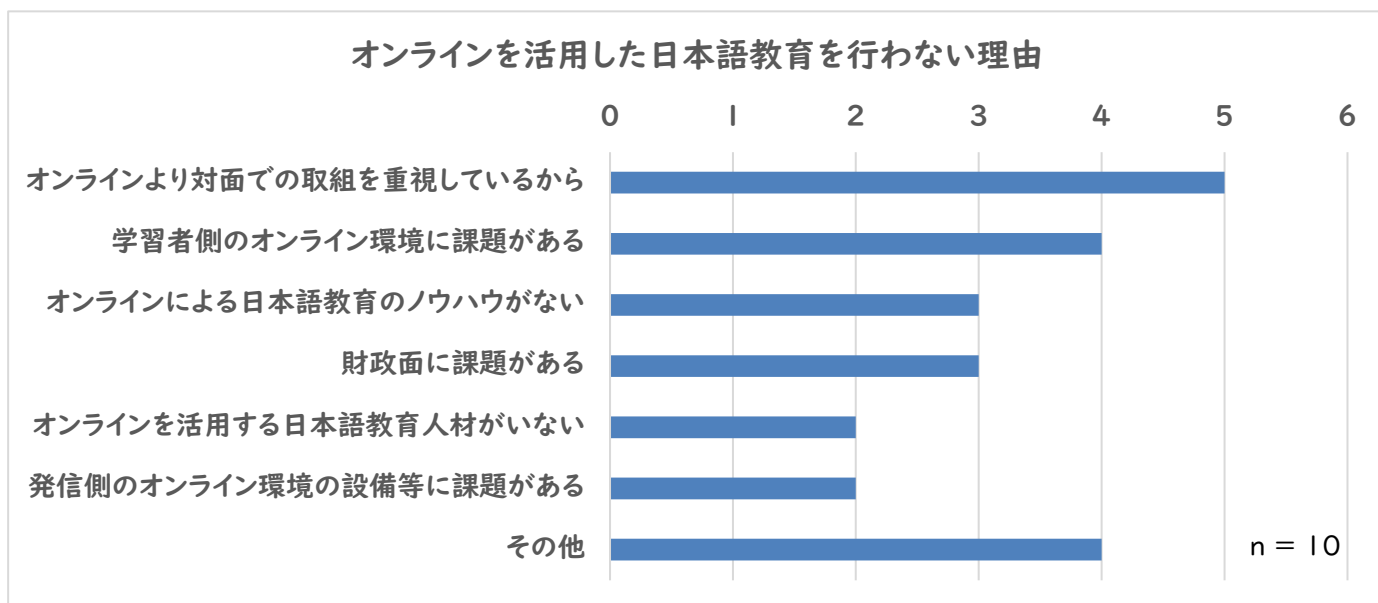



表6:令和5年度都道府県・政令指定都市の日本語教育事業でオンラインを活用した日本語教育を行わない理由(複数回答)

< 3 : 外国人の日本語教育に関する実態調査 - 地域における日本語教育を中心として -
(総務省) より抜粋 >

「外国人の日本語教育に関する実態調査 - 地域における日本語教育を中心として -」の結果に基づく通知(概要)

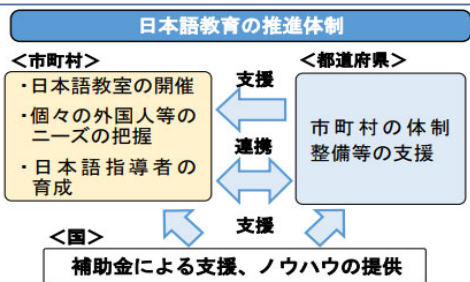


通知日：令和5年1月20日 通知先：文部科学省（文化庁）

調査の背景

- ◇ 我が国の在留外国人は増加が見込まれる。
(令和4年6月には約296万人と過去最多)
- ◇ 外国人等に対する日本語教育に関する施策の実施は国や地方公共団体の責務（日本語教育推進法（令和元年施行））
- ◇ 日本語教室の開催の参考となる取組や、求められる国の支援内容などを把握するため、地方公共団体の実情・意見要望などを調査

日本語教育の推進体制



<市町村>
 ・日本語教室の開催
 ・個々の外国人等のニーズの把握
 ・日本語指導者の育成

<都道府県>
 市町村の体制整備等の支援

<国>
 補助金による支援、ノウハウの提供

調査結果のポイント

- 市町村から、「外国人のニーズをどう拾い上げればよいか分からない」、「最低限把握すべきニーズの内容が分からない」との意見あり
- 市町村や日本語教室から、オンライン講座の実施について、「受講者とのコミュニケーションが難しい」、「国や都道府県で実施してほしい」との意見あり
- ノウハウ不足のため、市町村への十分な支援を実施できていない都道府県あり
- 文化庁が実施する日本語教育実態調査は、一般統計調査に該当すると考えられる。

今後望まれる取組

- 地方公共団体が求めるノウハウ等について情報提供
- 都道府県に対して情報提供をはじめ、必要な支援を実施
- 日本語教育実態調査について、統計法に基づく所要の手続を実施

（オンライン講座の活用について）

文化庁は、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」での議論を踏まえた意見書及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を受けて、場所を選ばず、時間や費用面での負担も比較的少ないオンライン講座の推進等を検討している。

オンライン講座については、調査対象 9 都道府県及び 20 市町村のうち、1 都道府県及び 7 市町村が開催しており、この都道府県及び市町村の中には、オンライン講座の活用を、在住地域の制限なく教育を受けられる環境整備のためと積極的に捉えているところがみられた。

一方で、オンライン講座を開催していても、「大人数での授業の場合、一方的な説明となりやすく学習支援が難しい」、「手元が見えないため、読み書きの授業の場合、何に困っているか分からない」など受講者とのコミュニケーションが困難であることを理由に、オンライン講座を新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた暫定的な措置としている市町村もみられた。また、オンライン講座の推進に当たっては、文化庁が提供しているオンラインの教材の充実や活用方法の周知、地方公共団体や日本語教室運営団体におけるオンライン講座のノウハウの獲得が必要とする意見もみられた。

資料 3

このため、文化庁において、今後オンライン講座の活用に向けて、このような都道府県及び市町村における取組の実態や課題を踏まえて、取組に当たっての工夫等の情報提供といった支援方策を検討し、提示していくことが重要である。

したがって、文化庁は、地域における日本語教育の推進を図る観点から、次の措置を講ずることが望まれる。

- ① 都道府県が市町村の要望を踏まえた支援を実施できるよう、都道府県に対し、情報提供をはじめとした必要な支援を実施すること。
- ② 市町村が個々の外国人等のニーズ把握を的確に実施できるよう、具体的に把握すべき事項やノウハウ等について情報提供を行うこと。
- ③ 今後、オンライン講座の活用に向け、地方公共団体における取組の実態や課題を把握し、その上で、支援方策を検討し、地方公共団体に示すこと。

日本語教室のオンライン講座に関する地方公共団体の意見

<国や都道府県からの日本語学習の機会の提供>

- ・オンライン講座は、受講者が日本語教室まで移動せずに参加できるため、国や都道府県が主導で、無料で利用時間に制限がなく、容易に参加できるものを整備してほしい。
- ・日本語教室の受講者や受講希望者の数が少ないことから、地域ごとの日本語教室の開催は現実的ではなく、オンライン講座による日本語教育が適している。中心部や過密地域における日本語教室と、過疎地域におけるオンライン講座というアプローチの併用が望ましい。また、オンライン講座には在住地域の制限がないことから、市町村単位ではなく、国や都道府県が主導で推進する方が適している。
- ・オンライン講座の開催は、人員やノウハウの不足のため、市町村では開催困難である。国主導であれば、市町村や都道府県の垣根がなく学習できるので、国主導で進めてもらいたい。
- ・学習に意欲的な受講者の中には、複数の日本語教室を受講している者もあり、国や都道府県が新たにオンライン講座で授業を実施すれば、選択肢の多様化につながり学習機会が広がる。
- ・外国人等は、日本語教室開催地からの距離、日本語教室への通学に利用できる交通手段、受講できる曜日等がそれぞれ異なるので、開催場所や実施方法、開催日等について多様な日本語教室が開催されていることが望ましいが、少数の要望に応じて日本語教室を開催することは難しい。そのため、国や都道府県がオンライン講座の日本語教室を開催することで、そのような日本語教室の選択肢が多様化するのではないか。

資料 3

- ・文化庁が提供しているオンラインの教材は、今後、より活用されるべきである。交流より学習が主目的である日本語教室であればオンライン講座の開催でも支障はないと思われるので、学習レベルに応じた日本語教室の開催など、国や都道府県が主体となって取り組んでほしい。
- ・文化庁が提供しているオンラインの教材は、自主学習を前提としたものになっており、また、指導者向けのマニュアルの内容も不足している。今後、国がオンライン講座での学習機会の提供を進めていくためには、i) オンライン学習のための教材の充実と普及、ii) 地域の日本語教室スタッフや外国人等がそれらを授業で活用できるよう、指導者のためのマニュアルの記載内容の充実を図る必要がある。

地方公共団体における日本語教育施策の取組状況（ニーズの把握、オンライン講座）

日本語教室の設置状況(令和3年11月時点)

- ◇ 地域における日本語教育実施機関・施設^(※)数は1,349であり、過去10年間で約1.4倍
(※) 大学やいわゆる日本語学校を除く。
- ◇ 市町村内に日本語教室が開催されていない「空白地域」となっていたのは877市町村(外国人比率が全国平均(2.28%)以上の空白地域は79市町村)

「日本語教育実態調査」(文化庁)による。

主な調査結果

調査を実施した20市町村における取組状況は以下のとおり。

個々の外国人等のニーズの把握状況

結果報告書 P21～25

- ・ 個々の外国人等のニーズを把握しているのは4/20市町村
- ・ 個々の外国人等のニーズを踏まえて、日本語教室を開催している例あり
 - ▶ 外国人等が希望する開催曜日や授業内容を反映したカリキュラムを作成した例
 - ▶ 「日本人と交流しながら日本語に興味を持ってもらう体験型の授業」の希望を踏まえ、日本の文化(七夕や折り紙など)等を通じて、日常会話を学習するカリキュラムを実施している例
- ・ 一方で、個々の外国人等のニーズの把握に苦慮している市町村あり
 - ▶ 調査で最低限把握すべき事項が分からない。
 - ▶ 日本語教育が本当に必要な人から情報が得られているか心配 等

オンライン講座の活用状況

結果報告書 P27～30

- ・ オンライン講座を実施しているのは7/20市町村
- 【オンライン講座を実施している市町村等の意見】
 - ▶ オンライン講座は居住地域に制限されずに参加できるため有効
 - ▶ 読み書きの授業では手元が見えず、受講者の理解度が分からない。
 - ▶ 一方的な説明となる傾向があり、補助者による受講者への支援が難しく、ノウハウが必要
- 【オンライン講座を実施していない市町村の意見】
 - ▶ 人員やノウハウがなく、国や都道府県による市町村単位に限らない運用を求める。



今後望まれる取組

- ・ 市町村が個々の外国人等のニーズの把握で具体的に把握すべき事項やノウハウ等について情報を提供
- ・ オンライン講座の活用に向け、地方公共団体における取組の実態や課題を把握し、支援方策を地方公共団体に提示

資料 3

< 4 : 令和 4 年度在留外国人に対する基礎調査 (出入国在留管理庁) >

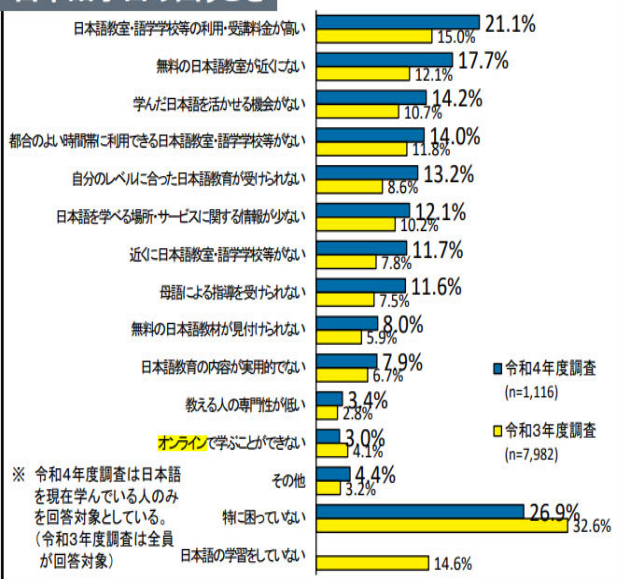
「日本語学習の困りごと」について「オンラインで学ぶことができない」が3%、日本語学習をしていない理由として「オンラインで学ぶことができないから」が3.1%含まれている。
また、「都合の良い時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」も11%ある。

令和 4 年度 在留外国人に対する基礎調査 - 主な結果③(日本語学習) -

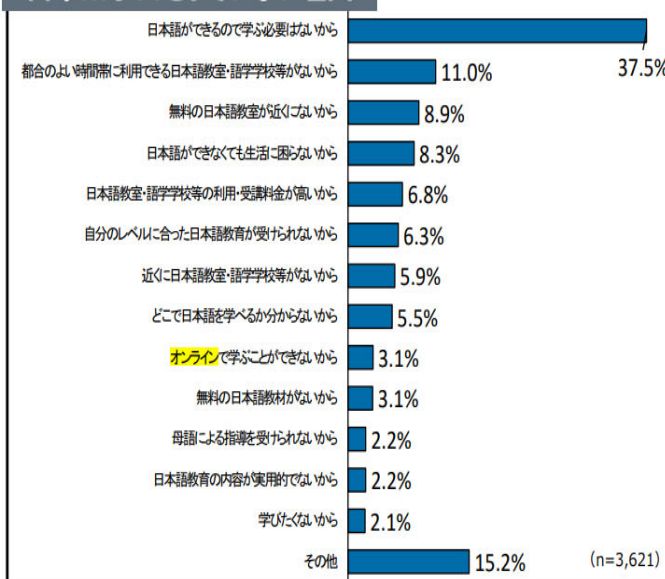


- 日本語学習に関する困りごとは、令和3年度に引き続き「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」(21.1%)が最多。
- 日本語学習をしていない理由は「日本語ができるので学ぶ必要はないから」が最多 (37.5%)、続いて「都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」(11.0%)が多い。
- 日本語学習をしていない理由を年代別に見ると、年代が下がるにつれて「日本語ができるので学ぶ必要はないから」が多くなる。また、30代、40代は他の年代と比べて「都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」と回答した人の割合が高い。
- 土日祝や夜間など、仕事や学校がない時間帯の日本語学習を希望する人の割合が高い。

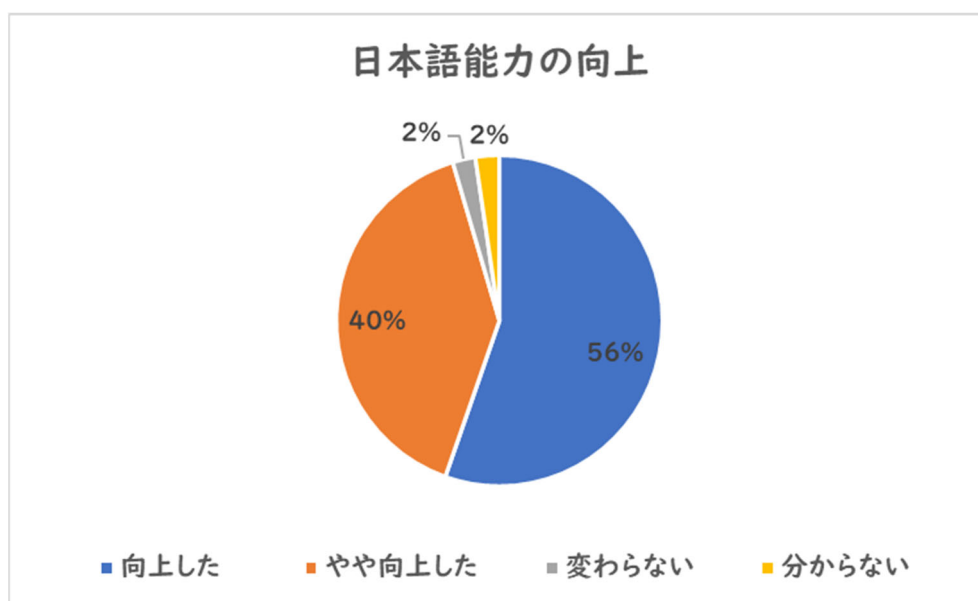
日本語学習の困りごと



日本語学習をしていない理由

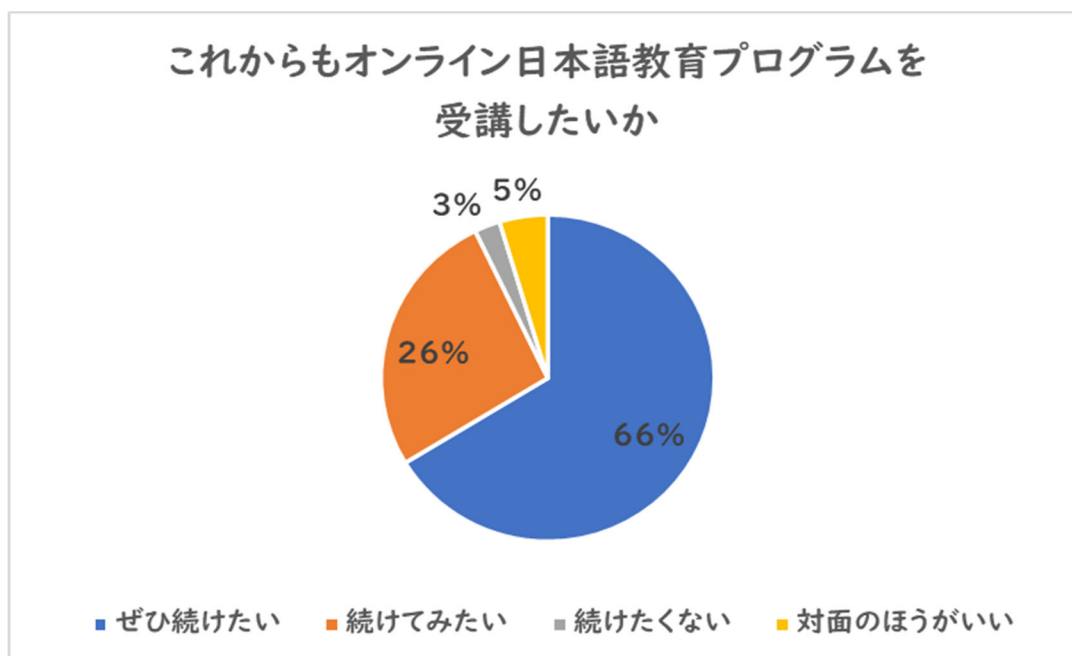


< 5 : ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業 報告概要より >



オンライン日本語教育受講後の日本語の能力について、「向上した」割合（「向上した」「やや向上した」の合計）は96%となっており、学習者のほとんどがオンライン日本語教育プログラムの受講により日本語能力が向上したと感じている。

表3：オンライン日本語教育プログラムを受けて日本語能力が向上したか。(学習者 4,291 人)



オンラインによる日本語教育プログラムの継続について、「続けたい」割合（「ぜひ続けたい」「続けてみたい」の合計）は92%となっており、受講者の多くが今後もオンラインによる日本語教育を継続したいとの意思を示した。

表4：これからもオンライン日本語教育プログラムを受講したいか (学習者 4,291 人)

日本語教育機関のオンライン教育への取組について

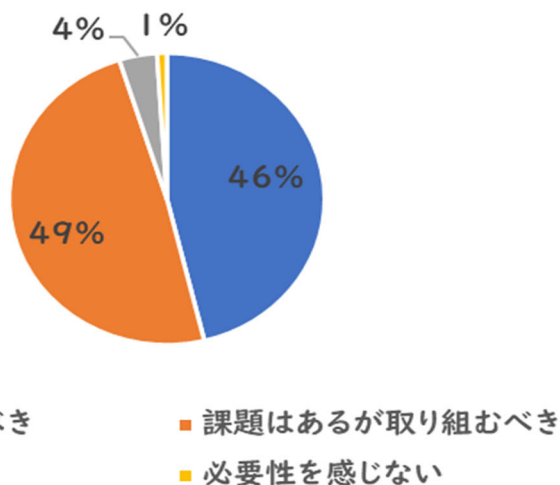


表5：日本語教育機関がオンラインによる日本語学習機会の提供を今後積極的に取り組むべきと思うか（日本語教師 973 人）

【教育手法別の成果等】

① オンライン（同時双方向）型

- ・ブレイクアウトルーム機能を活用し、対面授業と同様の対話環境が一部可能
- ・zoom の投票機能等を活用した相互評価や動画を用いたフィードバック等インタラクティブ性や動画撮影のしやすさといった利点
- ・動画撮影機能を活用した動画比較指導や複数教師による評価が可能
- ・zoom のホワイトボード機能や Google PPT を利用し学習者の発話をリアルタイムで文字化し、学習者自身による修正や自習も可能
- ・外部のゲストスピーカーを招くことが容易となり外部との接触機会が増加

② オンデマンド（非同期）型

- ・反転授業により、授業では学習者間の相互コミュニケーションを促進する活動を積極的に行うことで効果的な学習が実現
- ・学習進度に合わせて字幕有無を選択できる予習・復習用の動画教材を活用した事前学習により「聞く」の能力の向上が見られた
- ・個々人のペースでの文字学習が可能となるアプリ等の作成・活用による苦手意識克服

③ ハイブリッド型

- ・教室学習者とオンライン学習者が協働する教室活動等の工夫や、海外から参加する学習者へのきめ細やかなフォロー体制を作ることにより、より効果的な学習となる

④ ハイフレックス型

- ・実証事業におけるハイフレックスは、対面とオンラインを合わせたハイブリッドとオンデマンドを合わせたもの。学習者側からは、学びの選択肢が多いハイフレックス型の授業に対する評価・要望が最も多かった。高度なスキルが求められる

オンライン教育の主な成果・効果**●日本語学習機会の拡大につながる**

- ・来日前に入国後の教育と継続性のある、一定の質の教育機会が提供できる。
- ・特に日本人との接触が限られる海外の学習者がオンラインで日本からの日本語教育を受けることは日本語学習や日本留学の動機づけに大きな効果がある。
- ・学習者層を拡大し、地理的、時間的事情等によりこれまで日本語教育を受けることができなかつた者にも日本語教育の機会を提供できる。

●教育効果が向上する

- ・同時双方向性のあるオンライン環境を整えることによって、遠隔地においても対面授業と近い教育効果の授業を実施することができる。
- ・反転授業（予習・復習でのオンライン教育の活用による、予習・復習を前提にした授業）が実施できることで、授業設計を変化（例：コミュニケーション能力を高めるための時間数の拡大等）、学習効果が向上する。
- ・多様な ICT 教育素材とオンライン教育手法を組み合わせることで学習者の興味関心を高めるとともに教育効果を挙げることができる。例えば、文字指導に時間を要する非漢字圏の学習者に対しては ICT 教材を活用した自学自習をすることで個人差にも対応した効果的な教育効果を挙げることができる。

●自律学習の促進につながる

- ・オンデマンド教材の充実や LMS（learning management system：学習の進捗管理等を行ってくれるソフトウェア）の活用により、自律学習が促進される。

●教師の授業準備等の負担の軽減になる

- ・オンライン環境整備により教室内に限らず授業が可能になり、授業報告もオンラインになるため、移動時間や資料印刷等の授業準備及び授業報告等の負担の軽減につながる。
- ・デジタル教材を活用することにより教材や教具の作成・準備などの負担が軽減する。

オンライン教育の主な課題

●オンライン教育全般に関する課題

- ・オンライン教育に適した適切かつ効果的な日本語教育の教育設計の考え方
- ・端末や通信インフラなどの学習環境について
- ・オンライン教育に活用できる教材（テキスト、動画、eラーニング等）の整備
- ・学習者の能力評価及び適切な実施について 等

●メディア授業（オンライン同時双方向型）に関わる課題

- ・初学者に対する初期指導やシステム説明における媒介語の使用等指導法の在り方
- ・学習者側の ICT リテラシーや環境について
- ・学習者間の関係性構築の工夫について
- ・言語活動別の日本語能力の向上のための指導の工夫について 等

●メディア授業（オンデマンド型）に関わる課題

- ・自律学習の習慣づけの効果的な方法について
- ・反転授業以外のオンデマンド教材の活用について 等

●日本語教育機関におけるオンライン教育に関わる課題

- ・留学・生活・就労の認定日本語教育機関においてオンライン教育を行う際の教育の質の確保について
- ・出席・クラス定員などの在籍管理について
- ・在留資格「留学」取得要件の一つとなっている渡日前 150 時間の日本語履修を日本語教育機関がオンライン教育で行う場合の教育の質の確保について 等

●日本語教員養成・研修に関わる課題

- ・オンライン教育の特性を踏まえた教師養成や研修の内容及びその普及について
- ・日本語教師の養成や研修を担う養成研修担当機関及び講師に対するオンライン教育の普及について

< 6 : 2021 年度海外日本語教育機関調査 (国際交流基金) >

国際交流基金が2021年度に実施した海外日本語教育機関調査では、初めてオンライン授業の実施状況を調査したところ、全機関の 63.1% (11,525 機関) が実施していることが明らかになった。オンライン授業の実施率が最も高い地域は中米 (93.9%) で、次いで中東 (90.2%)、南米 (86.0%)、東南アジア (84.4%) と続く。オンライン授業実施率が 9 割を超えた地域の学習者数をみると、中米では 195 人 (前回調査比 1.1%)、中東地域では 1,082 人 (同 21.9%) 増加しており、オンライン授業がコロナ禍における日本語教育の普及に貢献していることが読み取れる。

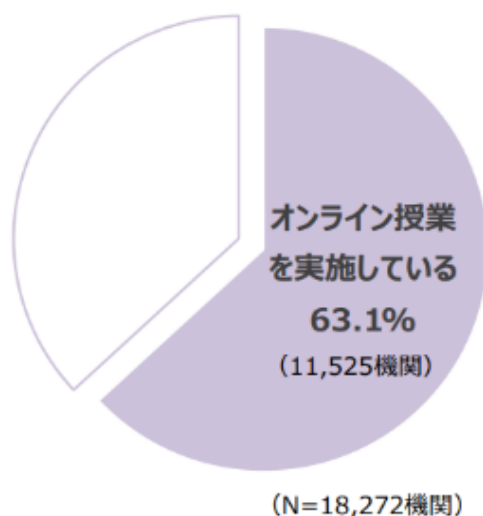
1. 概要 (3) 調査結果のポイント

2. オンライン授業 (※) の実施状況

(※) 対面授業との混合型も含む。

- ▶ 全世界では、11,525機関 (全機関の63.1%) がオンライン授業を実施。
- ▶ オンライン授業実施率が9割を超えた中米地域では195人の増加 (前回調査比1.1%) とほぼ横ばいを保ち、中東地域では、1,082人 (同21.9%) 学習者が増加。

全世界オンライン授業実施率



地域別オンライン授業実施機関数、実施率

地域	オンライン授業 実施機関数	オンライン授業 実施率
東アジア	4,060機関	58.5%
東南アジア	4,223機関	84.4%
南アジア	589機関	75.9%
大洋州	418機関	21.5%
北米	624機関	45.5%
中米	169機関	93.9%
南米	339機関	86.0%
西欧	644機関	60.7%
東欧	335機関	79.2%
中東	74機関	90.2%
北アフリカ	20機関	60.6%
アフリカ	30機関	44.1%

<7: 地域における日本語教育の在り方について(報告)より抜粋>

- オンラインによる日本語教育プログラムは、日本語教育環境の整備の観点から有効である。遠隔地域の学習者をつなぎ、日本語を学びながら外国人住民間のネットワークや情報交換の場としても有効に機能することから、オンラインの活用等も含めた環境整備を進めることが望ましい。その際、学習者にオンライン教育を受けられる学習環境があるとは限らないため、学習環境への配慮が必要となる。
- 一方で、日本語教室は、日本語に通じない外国人にとって日本語の勉強だけでなく、日本社会へつながる居場所としての役割も持っている。生活上の心配事の相談や地域住民との日本語を介した触れ合いを通じて、少しずつ地域社会に馴染み、社会参加に向かえるよう、日本社会側との調整を行う場でもある。オンラインによる日本語教育プログラムにおいても、その意義が失われることがないように、運営に配慮が必要である。
- 地域の日本語教室の開催場所についても、外国人が通いやすく、地域住民も参加しやすいよう、市役所や国際交流協会、公民館や図書館、夜間中学などの学校 や大学・日本語教育機関、域内の企業・事業者と連携・協力し、多様な場を設定することが望ましい。また、教室に通うことができない学習者に対してはオンラインによる日本語教育機会の提供も検討することが必要である。
- 日本語教室での対面による学びのほか、遠隔地域から日本語教室に参加する際にはオンラインによる日本語学習機会の提供も効果的である。対面による学習に比べて教材や教具に工夫が必要となり、またクラスの規模についても一定の配慮が求められるが、中山間地域や寒冷積雪地における継続的な学習機会の確保にはオンラインによる教育は有効である。
- 教育内容及び教育方法、そして、この後示す学習時間については、多様な選択肢があることから地域日本語教育コーディネーターと十分に検討する必要がある。必ずしもその全てを対面授業による学習として想定するものではない。働きながら日本語を学ぶ場合には、授業(対面、遠隔など様々な形式がある)による学習と並行して、インターネット上の学習コンテンツなどオンデマンドを活用した自学自習を組み合わせた柔軟な学習を想定することもある。
- オンデマンドで日本語を学ぶ場合、日本語教師による定期的な学習状況の確認を行うことにより自学自習の効果を高めることができる。日本語教師は単に教室で対面の指導を行うだけでなく、学習を側面から効果的に支える役割を果たすことも求められる。
- 日本語教育モデルの実施上の課題や、学校や企業などとの連携体制の在り方、日本語教育人材の配置、日本語教育の予算やオンラインを含む学習方法の効果などの課題についても、実績を踏まえた検証を行った上で、今後も改善に向けて更なる検討を行っていくことが必要である。

<8: 日本語教育機関認定法関連基準等 (案) より抜粋>

<日本語教育機関認定法関連基準等 (案)>

【認定日本語教育機関の認定基準 (案)】

(授業の方法)

第 25 条

- 1 認定日本語教育機関の授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時数の四分の三を超えてはならない。

※感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。

※対面授業にゲストスピーカー等がオンラインで参画することは妨げない。

※機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。(通知等で明示化)

※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

【認定日本語教育機関認定基準 (告示) 認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件】

(授業の方法)

第 4 条

- 1 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの
- 2 同時かつ双方向に行われるもの
- 3 認定日本語教育機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたもの

【登録日本語教員養成機関養成業務規定策定基準 (案)】

1 養成課程の実施の方法に関する事項 (法第 63 条第 2 項関係)

⑤ 養成課程の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録日本語教員養成機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの

- ロ) 毎回の授業の実施に当たって、教授補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う教授者若しくは教授補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な教授を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの

【登録実践研修機関研修事務規定策定基準(案)】

1 実践研修の実施の方法に関する事項(法第49条第2項関係)

- ④ 実践研修の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録実践研修機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。ただし、教壇実習に関する科目及び模擬授業に関する科目のうち、授業の補助又はその予行演習を行う部分については、対面でなければならない。

- イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの

- ロ) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講生に対面することにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの

【登録実践研修機関の登録、研修事務規定の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規定の届出等に当たり確認すべき事項(案)】

1 登録実践研修機関の登録及び研修事務規程の認可等に関する事項

(1) 実践研修の実施方法に関する事項

- ③ 研修事務規程策定基準1の③に規定するオンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、①LMS(Learning Management System)やメール等により、各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制であること、②LMSの交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認することとする。

2 登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規定の届出等に関する事項

(1) 養成課程の実施方法に関する事項

- ④ 養成業務規定策定基準1の⑤に規定するオンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、①LMS(Learning Management System)やメール等により、各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制であること、②LMSの交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認することとする。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿(第23期)

(敬称略・五十音順)

いし ぐろ けい 石 黒 圭	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立国語研究所教授
これ かわ ゆう 是 川 夕	国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部 部長
こん どう あや 近 藤 彩	昭和女子大学教授・文学研究科長
しま だ のり こ 島 田 徳 子	武蔵野大学教授
せん だ たけ し 仙 田 武 司	公益財団法人しまね国際センター事業推進課長
と だ さ わ 戸 田 佐 和	公益社団法人国際日本語普及協会理事長
なが た りょう た 永 田 良 太	国立大学法人広島大学大学院教授
なが やま かず お 長 山 和 夫	一般財団法人日本国際協力センター多文化共生事業部長
にし むら まなぶ 西 村 学	学校法人文化学園 文化外国語専門学校副校長
ね ぎし まさ し 根 岸 雅 史	国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
はま だ ま り 浜 田 麻 里	国立大学法人京都教育大学教授
ま じま じゅん こ 真 嶋 潤 子	国立大学法人大阪大学名誉教授
まつ おか よう こ 松 岡 洋 子	国立大学法人岩手大学教授
まつ だ ま き こ 松 田 真 希 子	東京都立大学人文社会学部教授
めん じゅ とし ひろ 毛 受 敏 浩	公益財団法人日本国際交流センター執行理事
よ つ や とも あき 四ツ谷 知 昭	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長